

受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「木材利用促進の企画運営に係る業務」の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、木の文化の発信等の企画運営に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局農林振興室森林政策担当部長
- (2) 産業観光局農林振興室森林政策課長
- (3) 産業観光局農林振興室林業振興課長
- (4) 産業観光局農林振興室森林経営管理推進課長
- (5) 産業観光局農林振興室木の文化推進課長

(審査事項)

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める審査基準による受託候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、産業観光局農林振興室森林政策担当部長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 選定委員会に係る庶務は、産業観光局農林振興室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、受託候補者の選定をもって廃止する。